

参加者の有無を確認する公募手続きに係る参加意思確認書の提出を求める公示

令和8年9月18日

北九州市教育委員会事業調整課

1 当該公募の趣旨

本業務については、地域教材資料集「わくわく！北九州」に掲載している写真、イラスト、漫画等の著作権者60以上（個人も含む）から利用について許諾を得る必要がある。令和元年8月に地域教材資料集作成業務委託契約を締結した業者は、同資料集を17,000部作成した際、著作権者との交渉から著作権料の支払いまでの業務を行っているため、特定の者を相手方とする契約手続きを行う予定としているが、当該特定の者以外の者で、下記の応募要件を満たし、本業務の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を求める公募を実施するものである。

公募の結果、応募がない場合、応募があっても3の応募要件を満たすと認められる者がいない場合、応募要件を満たすと認められる者がすべて辞退した場合は、特定の者との随意契約の手続きに移行する。

なお、3の応募要件を満たすと認められる者がいる場合は、特定の者に当該応募者に加え、指名競争（又は企画競争）に付するものとする。

2 業務の概要

（1）業務名

SDGsの視点に立った地域教材資料集「わくわく！北九州」作成・仕分け業務

（2）業務内容

SDGsの視点に立った地域教材資料集「わくわく！北九州」の改訂、印刷・製本、仕分け、納品

ア 改訂に係る業務

（ア）発注者が指示をする部分の修正（10項目程度）

※項目1つの修正でも、複数ページに及ぶ場合がある。

（イ）取材先へ、掲載内容の変更の有無の確認

変更が必要な場合は、追加取材や撮影等を行う。

（ウ）掲載している画像・図版・キャラクター等の取り扱いについて

- a 一部の地図図版は、製作元である（株）ゼンリンプリントテックスに利用許諾を申請する。
- b キャラクター（バナナ姫）については、門司区役所総務企画課へ商標使用許可を申請する。
- c キャラクター（ムサシ・コジロー）については、（株）COLTへ商標使用許可を申請する。
- d 205頁に掲載のFSC認証マークについては、FSCジャパンへ認証マークの使用許諾を申請する。
- e 別紙掲載の企業等へ再掲載の許諾申請が必要。該当の写真・図版等については教育委員会から情報提供。
- f 後編掲載の「ゆかりのある人物」の写真の内、「松本清張」「森鷗外」「仰木彬」については購入が必要。

イ 印刷・製本に係る業務

- (ア) 部数 7, 500冊
- (イ) 形式
 - a 大きさ等 A4判縦置き、両面印刷、左開き、無線綴じ
 - b 配 色 フルカラー
 - c 紙 質 表紙 アートポスト菊判 125kg PPT加工
本文 マットコート紙A判 44.5kg
 - d ページ数 表紙 4ページ
本文 208ページ（変更の可能性あり）

ウ 納品に係る業務

- (ア) 納 品 先 北九州市教育委員会が指定する場所（1か所または2か所）
- (イ) 納 期 令和9年3月5日（金）
- (ウ) 梱 包 各配付先に市が指定する部数を梱包すること
- (エ) 納 品 物 印刷物、PDFデータおよび増刷用として活用できる形式の電子データ、掲載資料データ（北九州市が提供していないもの）

エ その他

- (ア) 基本的事項
 - a 受託者は、提案内容に基づき、誠実に業務を実施すること。
 - b 本業務の実施にあたって必要な経費は、上記に特別の記述があるものを除いて、受託者がすべて負担すること。

- c 本業務の成果は、全て北九州市教育委員会にその権利を帰属するものとする。
- d 契約書及び仕様書に定めのないもの、その他業務の実施について疑義が生じた場合は、その都度、双方協議の上、決定するものとする。

(イ) 著作権および肖像権

- a 成果物（未使用写真含む）の著作権は委員会に無償譲渡し、データ化し納品すること。
- b 第三者の著作物を使用するときは、受託者の負担で著作権処理を行うこと。
- c 前項における著作権処理の際、著作権者の意向で制限を設けなければ使用許諾が得られないときは、予め北九州市教育委員会の承諾を得た上で著作権処理を行うものとする。また、制限内容について受託者は文書で教育委員会に報告する。ホームページ掲載分も含めて許諾を得ること。著名人の肖像権等、懸念があるものは北九州市教育委員会と協議する。

(3) 履行期間

契約締結日～令和9年3月5日

3 応募要件

(1) 基本的要件

- ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- イ 北九州市物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成7年北九州市規則第11号）第6条第1項の有資格業者名簿（以下「有資格業者名簿」という。）に記載されていること。
- ウ 有資格業者名簿において「A」又は「B」の等級に格付けされていること、及び有資格業者名簿に記載されている本店所在地又は受任地が北九州市内であること。
- エ 本市から指名停止を受けている期間中でないこと。

(2) 業務実績要件（※追加推奨）

過去3年以内において、多数の第三者（個人を含む）が著作権を有する写真・イラスト等の権利調整（著作権許諾交渉及び支払い処理等）を伴う広報物又は教材等の作成業務を実施した実績を有すること。

4 手続き等

(1) 契約担当課（問い合わせ先）

住 所 北九州市小倉北区大手町1番1号（小倉北区役所庁舎東棟7階）

担当課名 教育委員会事業調整課

電話番号 093-582-3447 FAX 番号 093-581-5873

(2) 説明書等の交付期間、場所及び方法

ア 交付期間

令和8年9月18日から令和8年10月9日まで（閉庁日を除く）の毎日、
9時から17時まで（12時から13時までを除く）

イ 交付場所

（1）に同じ

ウ 交付方法

交付場所において配布

エ 交付書類

説明書、参加意思確認書

(3) 参加意思確認書の提出期間、場所及び方法

ア 提出期間

令和8年9月18日から令和8年10月9日まで（閉庁日を除く）の毎日、
9時から17時まで（12時から13時までを除く）

イ 提出場所

（1）に同じ

ウ 提出方法

応募者は、「参加意思確認書」に応募要件を満たすことを証する書類を作成添付し、
提出期限までに直接持参すること。

(4) その他

ア 予算その他本市の事情により、当該公募手続の中止又は当該手続により行うこと
となった当該業務委託の指名競争入札若しくは企画競争を中止する場合がある。

イ 詳細は説明書による。